

諮問日：平成30年7月20日（平成30年度（最情）諮問第29号）

答申日：平成31年1月18日（平成30年度（最情）答申第61号）

件名：最高裁判所調査官室の勉強会における配付資料の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所調査官室の勉強会における配付資料（直近に行われたもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年6月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

「調査官の日常は、勉強会等の会合がある」という記載のある記事があることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

なお、最高裁判所調査官個々人の研究、研さんを図るために勉強会が実施されることはあるものの、このような性格の勉強会において、司法行政文書が作成、取得されることは予定されていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年7月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年10月19日 審議
- ④ 同年12月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所調査官個々人の研究、研さんを図るために勉強会が実施されることはあるものの、このような性格の勉強会において、司法行政文書を作成し、又は取得することは予定されておらず、最高裁判所において探索したものの本件開示申出文書を保有していなかったとのことである。調査官個人の研究や研さんを図るといふ勉強会の性格からすれば、司法行政上、このような性格の勉強会について記録や資料を残す必要があるとは考えられず、探索の結果、本件開示申出文書を保有していないという上記説明の内容が不合理とはいえない。苦情申出人は、本件開示申出文書が存在すると主張するが、本件開示申出文書の存在をうかがわせる具体的な根拠を示すものとはいえない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人